

各私立認可保育施設等施設長 殿

幼 児 保 育 課 長 横 山 尚 人
子 ども 施 設 担 当 課 長 中 川 景 司
(公印省略)

台風接近・通過等に伴う気象警報等発表時の対応について（通知）

平素より本区の保育行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記の件につきまして、各私立認可保育施設等（以下「保育施設等」という。）におかれましては、日頃より非常災害に対する具体的計画の策定や、避難訓練の実施等、災害対策に万全を期すようにご対応いただいているところであると存じます。

さて、これまで本区では保育施設等における災害発生時の対応について、「区内震度 5 弱以上の地震発生時における緊急対応について（平成 30 年 11 月 16 日付 30 文子幼第 2871 号通知）」の場合又は保育施設等の破損等やむを得ない事情を除き、休園等の対応は認められない旨の指導をしてまいりましたが、令和元年 9、10 月に発生しました台風による特別警報等発表を受け、文京区立保育園（以下「区立園」という。）における台風接近・通過等に伴う気象警報等発表時の対応（以下「気象警報対応」という。）の基本的考え方を定めることとしましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、今後保育施設等における気象警報対応について、下記の考え方に準じた対応をご検討いただきますようお願いいたします。また、保育施設等において気象警報対応を決定したときは、全ての保護者へ周知徹底の上、警報等発表時に更なる混乱が発生しないよう最大限努めてください。

記

1 基本的な考え方

以下の(1)(2)の場合、保育施設等は臨時休園とし、解除後も、当該休園日については再開しない。

(1) 23 区内の JR 等が、計画運休（又はその予定）を発表した場合

(2) 文京区内（23 区西部）に、午前 6 時の時点で、以下の①～③いずれかの警報又は避難情報が発表されている場合

①特別警報（暴風、大雨、大雪等） ②台風等の接近に伴う暴風警報

③警戒レベル 4（全員避難）以上の避難情報

翌日以降の開園については、施設、ライフライン、交通機関、保育士の出勤等の状況を勘案した上で区が判断し、保育施設等が保護者へ周知する。

2 下記の状況において、上記 1(2)が発表又は発令された場合の具体的な対応

警報等発表の時間帯	保育施設等及び保護者の対応
登園前・在宅時	園児（保護者）は登園せず、安全を第一に行動する。
登園途中	園児（保護者）は登園せず、自宅に戻るなど、安全を第一に行動する。
登園後	保育施設等にて全保護者へ引渡し完了するまで、園児を保護する。保護者の方には、引取り訓練のとおり、警報等発表後出来るだけ早く、園児の引渡しを行えるよう、お迎えの協力を要請する。

3 保育施設等として定めておく内容

- (1) 警報等発表直後に登園した園児（保護者）への対応
- (2) 警報等発表時における保護者との連絡手段
- (3) 警報等発表時における保育施設等職員及び本部との連絡手段
- (4) 在園中に警報等が発表され、保護者が閉園時間までに迎えに来られない場合の対応

(問合せ先)

文京区子ども家庭部幼児保育課

保育施設指導担当 TEL 03-5803-1845 (直通)

メール b-youjihoiku@city.bunkyo.lg.jp

※参考に、区立園保護者へ配布したお知らせを、以下のとおり例示として示しますので、必要に応じて適宜編集・活用ください。

~~~~~

令和2年10月

保護者の皆様へ

幼児保育課長 横山 尚人

## 台風接近・通過等に伴う気象警報等発表時の対応について

日頃より、保育園運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、区では以下の通り気象警報等発表時の保育施設等の対応について決めました。子どもの安全を第一に対応してまいりますので、保護者の皆様におきましてもご理解いただき、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

### 1 基本的な考え方

以下の(1)(2)の場合、保育施設等は臨時休園とし、解除後も、当該休園日については再開しない。

- (1) 23区内のJR等が、計画運休（又はその予定）を発表した場合
- (2) 文京区内（23区西部）に、午前6時の時点で、以下①～③いずれかの警報又は避難情報が発表されている場合
  - ①特別警報（暴風、大雨、大雪等）
  - ②台風等の接近に伴う暴風警報
  - ③警戒レベル4（全員避難）以上の避難情報

翌日以降の開園については、施設、ライフライン、交通機関、保育士の出勤等の状況を勘案した上で区が判断し、保護者へ周知する。

### 2 下記の状況において、上記1(2)が発表又は発令された場合の具体的な対応

| 警報等発表の時間帯 | 保育施設等及び保護者の対応                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 登園前・在宅時   | 園児（保護者）は登園せず、安全を第一に行動する。                                                                |
| 登園途中      | 園児（保護者）は登園せず、自宅に戻るなど、安全を第一に行動する。                                                        |
| 登園後       | 保育施設等にて全保護者へ引渡し完了するまで、園児を保護する。保護者の方には、引取り訓練のとおり、警報等発表後出来るだけ早く、園児の引渡しを行えるよう、お迎えの協力を要請する。 |

#### 【その他】

区内で特別警報以外の警報（暴風、大雨、大雪等）が発表された場合や避難情報が警戒レベル3以下である場合でも、近郊で特別警報（暴風、大雨、大雪等）又は台風等の接近に伴う暴風警報が発表された場合や避難情報が警戒レベル4以上である場合等で、交通機関への影響がある場合には、保育園の受入れ体制が整わない可能性があるため、自宅での保育が可能な場合にはご協力をお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

幼児保育課幼児保育係 5803-1189（ダイヤルイン）

~~~~~